

農林水産関係独立行政法人等試験研究機関基礎調査実施要領

15 農会第 549 号

平成 15 年 7 月 28 日

一部改正 15 農会第 1134 号

平成 15 年 12 月 26 日

一部改正 19 農会第 83 号

平成 19 年 4 月 18 日

一部改正 22 農会第 124 号

平成 22 年 4 月 23 日

一部改正 26 農会第 1296 号

平成 27 年 4 月 1 日

一部改正 27 農会第 1763 号

平成 28 年 4 月 1 日

一部改正 28 農会第 912 号

平成 29 年 4 月 1 日

一部改正 30 農会第 105 号

平成 30 年 5 月 21 日

一部改正 元農会第 365 号

令和元年 10 月 31 日

最終改正 2 農会第 228 号

令和 2 年 7 月 16 日

農林水産技術会議事務局長通知

第Ⅰ章 総論

1 調査目的

農林水産関係独立行政法人等試験研究機関基礎調査（以下「基礎調査」という。）は、農林水産分野の国立試験研究機関及び独立行政法人における人員、資金の実態を調査し、農林水産関係試験研究の効率的推進を図るために必要な基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査対象

基礎調査は、以下に掲げるものについて行う。

① 農林水産省の所管する試験研究機関

② 農林水産省の所管する試験及び研究に関する業務を行う独立行政法人（農業・食品産業技術総合研究機構にあっては、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成 11 年法律第 192 号）第 14 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務並びに同条第 4 項に規定する業務に限る。水産研究・教育機構にあっては、国立研究開発法人水産研究・教育機

構法（平成11年法律第199号）第12条第1項第1号から第3号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務並びに同条第3項及び第4項に規定する業務に限る。森林研究・整備機構にあっては、国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成11年法律第198号）第13条第1項第1号から第3号までに規定する業務に限る。）

3 調査基準日

基礎調査は、毎年1月1日現在によって行う。

4 調査事項

基礎調査は、別記様式による調査票により、以下に掲げる事項を調査する。

- ① 人員調査
- ② 資金調査

5 調査の方法及び報告期日

- (1) 基礎調査は、農林水産技術会議事務局長（以下、「事務局長」という。）が調査票を当該機関の代表者に対し、公文書及びメールで送付、及び回収することにより行う。
- (2) 当該機関の代表者は、調査票に記入し、調査票の内容について調査項目間の整合性等を精査の上、その結果をメールで事務局長が指定する報告期限までに、事務局長に送付する。

6 結果の公表等

事務局長は、調査票の審査及び集計を行い、その結果を速やかに公表するものとする。

第2章 調査内容

1 人員調査

- (1) 人員の職種別人数（研究関係、企画調整関係、養成研修関係、事務関係、船舶関係、作業関係の別）
- (2) ポストドクター相当数
- (3) 臨時職員等の職種別従事者数
- (4) 研究職員の内訳（分野別年齢別人数、分野別研究歴別人数、分野別学位取得者人数、分野別人数のうち研究部門別専門別人数）

2 資金調査

- (1) 総収入額の財源別金額
- (2) 競争的研究資金の府省別獲得金額
- (3) 総支出額の支出項目別金額